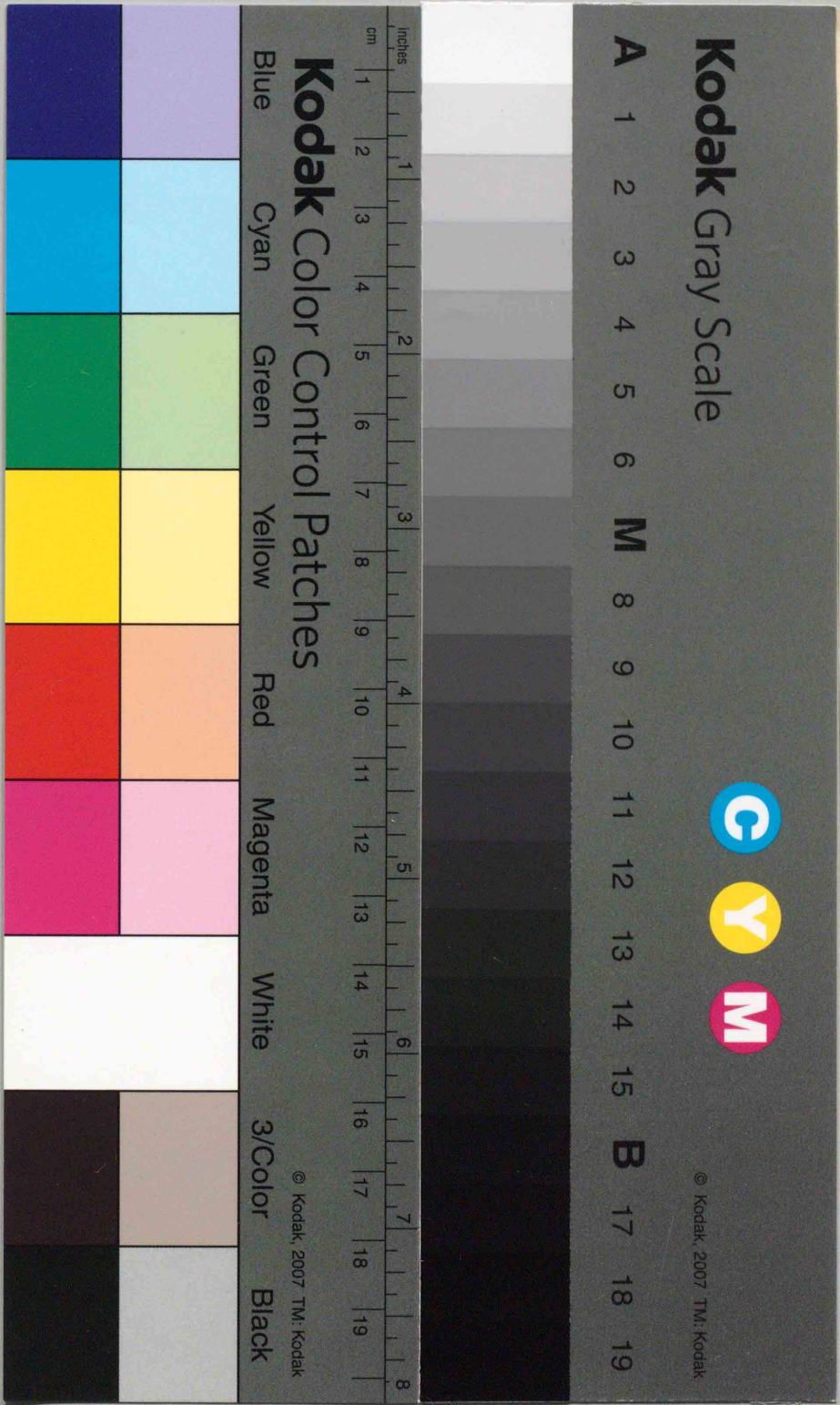


教科書文庫  
4  
110  
44-1906  
2000302866

實業學校  
修身教科書  
卷二



43245  
教科書文庫  
4  
110  
44-1906  
20003  
02866





3519  
Y019

資料室  
中央図書館

東京高等師範學校教授 文學士吉田静致著

實業學校



教科書

卷二



東京大阪

寶文館藏版

広島大学図書

2000302866



教科書文庫  
4  
110  
44-1906  
2000302866



實業學校

修身教科書卷二目次

第一章	本務	一
第二章	自己に對する本務	三
第一節	身體に對する本務	四
第二節	生命に對する本務	八
第三節	精神に對する本務	十二
一	知の發達に對する本務	十四
二	情意の修養に對する本務	十八
三	意の修練に對する本務	二十二
第四節	人格に對する本務	二十五
第五節	職業に關する本務	二十九

實業學校修身教科書卷二目次



一	職業經營の本務	三十三
二	傭者、及被傭者の本務	三十五
第六節	財産に關する本務	四十
一	財産取得に關する本務	四十三
二	財産處理に關する本務	四十五
第三章	家族に對する本務	四十八
第一節	父母に對する本務	五十二
第二節	兄弟姉妹に對する本務	五十五
第三節	子女に對する本務	五十八
第四節	夫婦の本務	六十一
第五節	親族に對する本務	六十四
第六節	家門に對する本務	六十六

第四章 他人に對する本務

第一節	人格に對する本務	七十二
第二節	他人の身體に對する本務	七十七
第三節	他人の財産に對する本務	八十
第四節	他人の名譽及信用に對する本務	八十三
第五節	他人の地位身分に對する本務	八十六
第六節	朋友に對する本務	九十
第七節	恩誼に對する本務	九十四



實業  
學校

修身教科書卷二目次 終



本務

實業  
學校 修身教科書卷二

文學士 吉田 靜致 著

第一章 本務

人はその身分境遇に應じ、道德上當に爲すべきことと爲すべからざることとあり。本務とは、かかる道德的拘束をいふ。忠孝を盡し、信義を守り、人を欺かず、人を害せざるが如き、皆これ吾人の本務なり。



本務は種々あり

生徒は、生徒たる身分に應じて、其の本務を有すると同時に、家族、社會、國家等に對する本務をも有すること、既に修得したる所によりて明瞭なるべし。本務を重んじて、十分に之を盡すは、人の人たる道にして、之を完くするによりて、はじめて人間の體面を保ちうるものなり。

至誠

中心、本務を貴び、これを盡さむとする精神を誠心若くは至誠と稱す。誠心なき行爲は、外貌如何に美なりとも、本務を盡せるものにあらず。至誠の心は吾人の須臾も離るべからざるものなり。

問題

一、本務とは何ぞ。

二、誠心と本務との關係。

第二章 自己に對する本務

人は孤立して世に生存するものにあらず。父母ありて、始めて吾が身あり。國家社會あるによりて生活を遂げうるものなり。實に、吾人の一身は、家族と國家社會とを離れて之を考ふること能はず。されば吾人は、家族、社會、國家等に對する道を盡して、始めて人たる所以を全うすといふべし。かく、吾人



自己に對する本務

の本務は多端なりといへども、その根本となるべきは自己の身にあり。この故に、自己に對する本務は、人の人たる所以を完うする第一階段とす。人は精神と身體とを有するものなれば、自己に對する本務は、先、此の兩者の發達を完全にし、進んでは人格を高尙ならしむるにあり。

問題

一、自己と家族國家社會との關係。

二、自己に對する本務の區分。

第一節 身體に對する本務

身體と精神

全體の健全

身體は、たゞに生命の基なるのみならず、吾人の精神は、身體を経て、其の作用を外部にあらはすことをうるものなり。且、古人も言へるがごとく、健全なる精神は、健全なる身體に宿るものなれば、精神の發達をはかるにも、また大に身體の健全を要するものなり。

特に今日の如き生存競争の激しき時代に在りては、如何なる職業に従事するにも、體力剛健にして、精神活潑なるものにあらずば、人と相並んで世に立つこと能はず。まして、國家社會の爲に公益を



身體虛弱  
の害

興さむとするが如きは、到底なしえざるべし。  
身體虛弱なるものは、徒に他人を煩はし、家族を  
苦め、其の保護に倚りて生活し、或は害毒を社會に  
及ぼし、其の體質を子孫に遺傳することありて、自  
己一身の苦のみならず、家族、社會、國家等にも迷惑  
を及ぼすものなり。

人生の危  
機

青年の時期は、身體の發育、極めて盛にして、生理  
上、重大なる變動を生ずる時なれば、之より生ずる  
誘惑も、危險も、亦、最、繁き時代なり。されば之を、人生  
の危機なり」といへる人もあるなり。若これらの誘

精神を平  
にせよ  
疾病

惑に溺れ、危險を冒すが如き事あらば、癒すべから  
ざる災害を受け、甚しきは身を亡ぼすに至るべし。  
疾病は身體より起るのみならず、間々精神より  
招くこともあるものなれば、身體の健康を維持せ  
むと勉むるものは、先、精神を平靜ならしむるを要  
す。然れども、萬一、疾病其の他の事故により、健康に  
異状ある時は、速に、醫藥を求めて、恢復を圖るべき  
なり。費用を惜みて之を等閑に附し、又は、耻ぢて之  
を隠蔽するが如きは、志ある者のなさざる所なり。  
衣服の破れたるすら之を補ふは人の常情なり。況



んや貴重なる身體に於いてをや。

問題 一、青年の身體に對する注意。

二、健康維持の方法。

三、疾病の時の心得。

第二節 生命に對する本務

生命を尊重し、之を保全せむと努むるは、人間の自然に有する本能にして、人の常道なり。世に往々自殺をなす者あれども、そは道にあらず。吾人の生命は吾人の所有なりと雖、猥りに自、之を絶つこと

生命の尊

自殺

を許さざるなり。何となれば、人は前に述べたるが如く、社會上種々の關係を有するものにして、共同生活を全うすべき任あればなり。自殺者の中には、或は名譽を重んじ、或は汚名を恥づる念より、こゝに至りし者あらむ。されど、かゝる念あらば、却つて一層奮勵して名譽を恢復し、汚名を去らむことをこそ圖るべきものなれ。苟も死力を以て奮勵せば、何事か成らざらむ。徒に死しては、己の爲、人の爲、何の益かある。或は又、貧窶に迫り、又、病苦のため、遂に自殺を行ふ者の如きは、情に於いては憐むべきも



のありと雖、理に於ては決して是認せらるべきものにあらず。又感情激昂の餘り、一死を以て、世を警醒せむとするが如きは、たとひ、懦夫をして起たしむる概ありと雖、自殺その事は、決して善事にあらざるなり。

正當防衛

斯の如く生命は貴重なるを以て、各國の法律は、正當防衛の權利を各人に與へ、苟も己の生命に危害を加へんとするものあるときは、警察權の及ばざる場合に於ては、自ら立て之が防禦に努むべきことを許せり。身に危害の迫れるに當り、怯懦にし

死をさく  
べからざ  
る場合

て防禦の任を全うせざるは、自己に對する本務を怠るものといふべし。

生命の貴重なること、勿論なりといへども、時としては、他の重大なる本務を完くせむが爲に、死を避くべからざる場合あり。國家の難に赴き、又は蠻地の探險、天災地の踏査、人命救助、傳染病看護等の獻身的事業は、本務の爲に死を辭せざる決心あるものにあらずば、成しうるものにあらざるなり。

問題 一、自殺の可否。

一、死を避くべからざる場合ありや。



三、正當防衛とは何ぞや。

### 第三節 精神に對する本務

身體の發育如何に完全なりとも、精神の發達十分ならざるときは、人は動物と異なる所なかるべし。吾人が萬物の靈長なりと稱する所以は、實に他の動物に見るをえざる優等なる精神を有するによる。この故に、精神を修養して、其の發達進歩を圖るは、極めて重要なる本務にして、人物の高下は主として精神修養の度によるものなり。

精神修養の必要

自修

精神の發達は、師父よりの教育を要すること勿論なれども、自進んでこれを修養せむとする念なかるべからず。内に自修の念なくば、如何に外より教育を加ふとも、十分なる發達を遂ぐることに難し。故に、夙に、自己教育を志し、生涯にわたりて、修養を務むるを要す。然らずば、時勢の進歩に伴はず、本務を盡すこと能はざるべし。

精神作用

精神作用は、極めて、複雑なるものなれども、古來、學者、一般に之を知、情、意の三作用に分類して、研究に便せり。知とは、物を認識し、思想を構成し、事理を



辨別するが如きをいふ。情は又感情といふ。快、不快の心持をいふ。意は又意志ともいふ。思慮、選擇をなし、行を決する作用なり。この三別は、唯、研究上の便宜によりしものにして、實際、精神は一にして三あるものにあらず。されど、茲には解説の便宜の爲に、この三別に從ひて、之に對する本務を述べし。

問題

一、精神修養と自己教育との關係。

二、精神作用の分類。

一 知の發達に對する本務

知の發達と文化

人は本來、知識慾を有す。この慾よりして、諸種の學藝發達し、以て、文化の基礎をなせり。實に、近時、文物制度、益、進歩して、人生の幸福、また、昔日の比にあらざる所以のものは、皆、人智の進歩し、學藝の發達せるに基づくなり。知識の開發の重要なること知るべきなり。

知識と道徳

知識は單に知識として必要なるのみならず、又、道徳修養にもかくべからず。行爲の正邪善惡を辨別するも亦知の作用にして、無智は罪惡の源となること多きものなり。かの自暴、自棄、輕躁、遲疑等は、



多くは知の修養の不十分なるより來るものなり。深く戒むべきなり。

人は、普通學の大體に通ずると共に、自己の從事する業務に關しての特殊専門の知識を要す。普通學の知識は、専門の知識の基礎となるものにして、思想を綿密ならしめ、判断を公平ならしむるに缺くべからざるものなり。これなき時は偏見に陥り、固陋なる思想を抱くに至る。この故に、専門の知識を得む前に普通教育を受くるを必要とするなり。實業に従事するものは、殊に深く社會の實際上

専門の知識

普通學の知識

常識

Common sense

7 坊時  
夜合

の事柄にふる、事多し。而、社會の實際上の事柄は複雑を極めたるものなれば、學問上の道理にのみ依頼すべからざること甚多し。この故に、或は人情習慣に顧み、機に臨み、時に應じて、適當に處理することを努めざるべからず。かくの如き知識判断を常識といふ。學問上の知識も、之を實地に應用するにあたりては、活潑なる常識の助をかること多し。特に實業に従事するものにとりては、學問と常識とは相俟ちて偏廢すべからざるなり。今の社會は、空名を以て立ちうる社會にあらず



して、實力を以て競争すべき時代なり。特に實業界に於いて然りとす。この故に實業家たらむとするものは、その學問と常識とを研磨し、大に實力養成につとめざるべからず。

問題

- 一、専門の知識と普通學の知識との關係。
- 二、知識と道德との關係。
- 三、常識と學理との關係。

情の修養

二 情の修養に對する本務

人は知の發達をはかると共に、情の修養をも怠

情緒制御の必要

るべからず。感情は、其の基づく所に從ひて、或は肉體的となり、或は精神的となり、或は劣等となり、或は高尚となる。故に、若、之を自然に放任して修養をつとめざる時は、發し易き劣等の感情のみ發育して、人たる價値を損するに至るべし。情の修養につきて主要なるものは、情緒の制御と情操の養成との二なり。

喜、怒、哀、樂、悲、嘆、恐怖等の情緒は、往々激發して、善惡正邪の辨別をも不能ならしむることあり。この故に、一朝の忿怒に、終生の悔を殘し、一時の快樂に、



生涯の恥を招くもの、世に、其のためし少からず。されば、よく情緒を制御して、中正を失はざらむことを務むべきなり。

情緒制御の方法

情緒を制御するには、知と意との作用を要す。蓋知識の明ならざる時は、情緒激發して過失に陥り易く、意志弱き時は、情緒を御すること能はざればなり。古より英雄豪傑の士、喜怒色に表はれずといふが如きは、これ、實に、知と意とによりて情を制御して宜に適せしめたるによるなり。

情操の養成

然れども、情は主として情を以て養ふべきもの

なれば、劣等なる情緒の發生も、高尚なる情操の力によりて杜絶しうるに至るべし。情操とは、眞を愛し、美を樂み、善を好む等の感情をいふ。情操は、屢活動せしむるによりて發達するものなれば、つとめて、之を活動せしむる機會を多くせむと心がくるを要す。これが爲には、科學、歴史、文學、繪畫、音樂等の研究は、皆、益あり。殊に有効なるは、高雅なる人物に面接するにあれど、そは、容易になしうべきものにあらねば、聖賢の言行を研究し、その肖像、書畫等を居室に掲げて、日夜、その感化を受けむとするも、亦



一法なり。四圍の情況は、大に、情操の發達に影響するを以て、卑猥賤劣なるものに遠ざかるべきなり。

問題

- 一、情緒の制御と情操との關係。
- 二、情操養成の方法。

三 意の修練に對する本務

知能十分に進歩し、情操高尚に發達したりとも、苟も、意志の作用不完全ならば、中正なる行爲をなすこと能はず。吾人の本務を全うせむには、決斷と忍耐とによらざるべからず。道德上意志の修養の

意志修練の必要

緊要なること論をまたず。況んや、知能の進歩にも情緒の制御にも、意志の作用の重要なるに於いてをや。

意志の鞏固

意志は之を鞏固ならしむべし。意志鞏固ならば、自、正善と信ずる所を執行することも、邪惡と思へる所を禁遏することもかたく、情緒、内に激して暴發せむとすることあるも、分別して抑止すること能はざらむ。決斷に乏しき人、薄志弱行の人、情に激し易き人等は、皆、意志の修練の足らざるものなり。頑陋は、外見、鞏固なる意志の如くなれども、思慮

頑陋



分別なくして、一の目的に凝り、他を顧みること能はざるものなれば、決して意志の強き人といふべからず。真正に鞏固なる意志とは、自信すること厚くして、之を決行する勇氣と忍耐とに富むをいふなり。

實行と鍛鍊

意志修練の方法は、實行と鍛鍊とにあり。苟、良心に従つて決したる事は、その難易にかゝはらず、必實行するをよしとす。その決心に背かず、所信に戻らずして、實行する時は、次第に、意志の力を自覺し、自信を増して、後には剛毅沈著の習慣を得て、如何

なる際にも、泰然自若として、所信を決行しうるに至るべし。古來、剛毅の士の身を貧賤より興したりしもの多き所以のものは、幼時より、幾多の艱難と戦ひ、辛苦を嘗め、之によりて、多大の意志修鍊をなしたりしによりてなり。

問題

一、頑陋と鞏固なる意志との別。  
二、意志修練の方法。

第四節 人格に對する本務

吾人の思想感情は甚複雑なるのみならず、其の

精神状態の一



人格

意志となり、行爲となりて、表はるゝ状態も亦極めて多端なり。然れども、是等の思想、感情、意志は個々分離して作用するものにあらず、互に相連絡して、其の中に一定の秩序と統一とを保つものなり。

人格とは、人の人たる所以の資格にして、統一ある精神状態を有し、之を備ふることを自覺し、之を以て行動しうるをいふ。かく、人格は人の人たる所以の資格なれば、貴賤、智愚、強弱、老幼、男女の區別に關せず、一切人類に通じて平等なりといふべし。しかれども、之が内容に對して、道德上の品評を下し

品性

て善惡高下を分つことをうるなり。

品性とは、個々の人が行爲に關して有する一定の習慣的傾向をいふ。通常人格の高下を稱するは、その品性の價值につきていへるものなり。即ち品性の善良なるものを人格高しといひ、品性の不良なるものを人格卑しと稱するなり。善良なる品性とは、善良の意志に基づき習慣的に善行爲をなす傾向あるを云ふ。

品性陶冶の方法

是故に、人格の修養は、主として、品性の陶冶に俟たざるべからず。品性を陶冶せんとせば、理想を定



人格の維持

め、行爲の主義を立て、之によりて、日夜、慎獨、反省、自  
 新の工夫をなすを要す。古來實業の卑められし所  
 以の者は、實業家の人格之が累をなしたるものな  
 り。今後の實業に従事するものは、その人格を修養  
 して以て實業の品位を高めざるべからず。  
 自己の人格を重んずるを自重といふ。吾人は、自  
 己の人格を重んじ、苟、他より之を害せられむとす  
 る時は、之を守りて一步も退くことあるべからず。  
 又、己が人格を維持せむが爲には、貴重なる生命財  
 産も犠牲に供する場合あり。古より身を抛つて、國

水

家社會の爲につくし、人の多きは、これ、皆、自己の  
 人格を重んずるより生じたるものなり。かくの如  
 く、自己の人格を重んじて、自己の理想、主義を維持  
 するを稱して、節操ある人とはいふなり。

問題 一、人格とは何ぞ。

二、品性陶冶の方法。

三、節操ある人とは如何。

いふは、  
 けいりやうの  
 みちを  
 みちを  
 あはれは

第五節 職業に關する本務

人幼少なる間は、他人の力によりて生活する必

自活



要ありと雖、生長の後、獨立自營の道を立てざるべからず。かの禽獸にして、なほよく自活の道を知る。人にして自活すること能はずんば、禽獸にも如かざるものといふべし。

自活の本務

自活とは、自己の生存を遂げ、家族を扶養せむが爲に、自己の能力に應じて、その生存と幸福とに必要なる物資を得るをいふ。人、いかに、完全なる精神と發達せる身體とを有すとも、生計の方法を得ずして他人の恩恵に依頼せば、己の品位を害ふに至らむ。この故に、自活は常に生存に必要なのみならず、

職業

らず、人格を重んずるものの重要な本務といふべし。

職業は自活の根本にして、又社會國家の繁榮を致す源泉なり。野蠻未開の時代には、生活も容易なりしが、文化の發達せる社會に於いては、複雑なる組織によりて、各種の職業分化し來りたれば、一人の力にて衣食住の一切を辨じうることを能はざるに至れり。この故に、一定の職業を求めて自己の生計を立て、國家社會の發達に貢獻し、共同生活に負ふ所の恩に報いざるべからず。



職業に従事するも區別

職業はその種類甚多けれども之に従事する者を大別して三となすことをうべし。一定の俸給をうけて職業に従事するものと、單獨にて自營するものと、多くの人を使用して業を營むものとあり。その如何なるものを選ぶかは、自己の能力と境遇とを顧み、父母、朋友、先輩等の意見をも参考して、適否を明にして、而、後決すべきなり。

問題 一、自活の本務。

一、職業を選むにつきての注意。

400-2500

忠實と勤勉

一 職業經營の本務

職業を營むものは忠實勤勉の徳を守らざるべからず。非凡の才能ありとも、不忠實にして勤勉の徳を缺くときは、自己を利し、社會を益することあらざるべし。勤勉は職業の進歩と大成とにかくべからざるものにして、人生の幸福、國家の富強これより生ず。又職業は私利一遍のものにあらざるが故に、一旦己が職業として定めたる事業は、報酬地位の如何にか、はらず、誠實を以てすべきなり。職業を創始せむときは、綿密なる考慮を

職業上の諸徳



以てすべく、一旦創始したる後は、常に綿密なる注意を怠らず、勤儉と忍耐とを以て之に従事し、正直と踐約とを確守すべし。かくて、機に應じ果斷を以て進退を決するときは、事業鞏固となり、信用自然に來るべし。而、事業を敏捷に處理せむには、常に規律秩序を重んじ、不規律亂雜に陥るなからむやうにすべし。

不正の利を貪るな

自己の人格を重んじ品位を尊くせむと欲する者は、苟も不正なる職業不義なる方法にて利を得むと思ふべからず。又投機その他僥倖を冀ふが如

き職業をなすべからず。これ自己の信用を害し、財産を危くするのみならず、自己の人格をも害するものなればなり。

問題

- 一、職業創始の心得。
- 二、不正の利は何故に貪りて不可なるか。

二 傭者及被傭者の本務

職業によりては多少の補助者を使用する必要あることあり。これらは或は俸給を得て職務に従事し、或は職業見習の爲に使用せらる。



被備者を  
知遇せよ

備者は被備者の人物才能を鑑識して適材を適處に置き、而、信じて疑はざるにあらずば、その事業を成す事決して能はざるなり。蓋、備者の最益とする所は、被備者をしてその能力を十分に發揮せしむるにあり。人は一旦信任せらるれば、自己の責任を感じ、一身の利害を忘れ、全力を以て事に當るものなり。所謂知遇に感ずとはこれなり。

すべて被備者に對しては、一樣に寛容を以て接すべく、又その人格を重んじ、その地位身分に應じて相當の敬意を表すべし。被備者は備者を中心と

寛容

備者  
適材適所  
買客  
一待過は是れなり  
被備者  
一上級者下級者  
模範  
一忠實勤勉  
シフ

利益配當

徒弟見習

して活動するものなれば、備者にして残酷ならば、被備者その性に感染して怠慢になり易く、備者にして寛仁ならば、被備者も之に化せられて忠實となるべし。

備者は被備者に約束の報酬を與ふべきは勿論、特に利益を得たる場合には、その事に關係したる者に公平に幾分の配當をなして之を獎勵するを可とす。これ、かれらをしてますます忠實勤勉ならしむる道なり。

徒弟、見習生は、將來有用の人材となるべきもの



被備者の  
本務

なれば、その教育を怠らず、實務と共に學識品性を高めしむべきなり。

被備者は、その委托せられたる範圍内に於いて、忠實勤勉に職業に従事するを第一の本務とす。濫に備者に反抗し、又は職務を抛棄するが如きは、備者に對して本務を缺けるのみならず、産業の組織を紊るものなれば、社會に對しても責ありとす。

高級の被  
備者

高級の被備者は、その品格を維持して、下級被備者の模範となるべきものなれば、特に注意する處なかるべからず。高級の被備者は、その知能に於い

實務練習

て、或は備者にまさることあるものなれば、必要な忠告と助言とを備者に與ふる責ありとす。

職業上の實務は、下級より順次に練習せざる時は、熟達すること難きものなれば、いかに高等の教育をうけたるものといへども、直に高級に坐することを許さざるものなれば、須らく最卑近の事業より始むべし。この忍耐なきものは、大事業家となること難し。

問題

- 一、被備者待遇の道何如。
- 二、被備者の本務如何。



三、實務練習上の心得をのべよ。

第六節 財産に關する本務

財産の用

職業に伴うて、一身を保つ上に缺くべからざるものは財産なり。財産の用は二方面あり一は、自己の一身を始め家族の生活を維持し、疾病患難等の不時の災難に備ふるにあり。一は、職業を經營する用に供し、更に進みて吾人一切の本務を成し遂ぐるに用ゐるにあり。

徳財産と道

財産と道德とは密接なる關係あるものなり。本

實業家と  
財産

務を果さむとするに財産を要することあるは勿論、その他、節儉は道德の修養に關係し、奢侈と吝嗇とは吾人の品性を墮落せしむるのみならず、諸種の罪惡は往々財産の缺乏に基づけり。財産は、又、個人の生活とその道德との上より見て必要なるのみならず、一國の富は國民の富に基づくものなれば、愛國の精神より見るも、甚、重要なりといふべし。かの、蓄財をば吝嗇と同一視して恥づべき所爲となせるは、甚しき謬見なりとす。

實業に従事するものにとりては、財産は普通の



人より頗重要なるものたり。即、普通人にありては、財産は、生活の維持、災難の保證及各種の徳行の資となるものなれども、實業家にありては、更に之を職業經營の資本とせざるべからず。従つて財産の用を感ずること切に、財産の多少は活動の範圍に影響し、財産の處理は職業の盛衰に關す。この故に、實業家は自己に對する本務の一として、特に財産の取得及處理に關する本務を講ぜざるべからず。

問題

- 一、財産と道德との關係。
- 二、財産に對する實業家の心得。

財産をうる道

勤勞は活なり

一 財産取得に關する本務

財産は一に、皆、人間勤勞の結果によりて生じたるものなり。財産をうる道は、贈與、相續等何等の勞力を費さざるものもあれど、それは特別の場合にして、通常の例にあらず。通例財産を取得するには、一定の勤勞によらざるべからず。

勤勞は最普通の意味にては活動に外ならず。而、天地間の萬有一として活動せざるものなし。されば、勤勞は財産取得の本源たるのみならず、又人と



正當なる  
勤勞

しての一大本務なりといふべし。  
勤勞には主として精神を活動せしむるものあり、身體を使用するものあり。又獨立してなすものあり、備はれてなすものあり。その目的と方法との不正ならざる限り、いづれも皆貴むべきものなり。古來勞動の賤められ、實業の輕んぜられしは、それらの事業をなすもの、人格に基づきたりしなり。今後の實業家は、人格を高尙にしてこの弊を破らざるべからず。

不正に財  
産を得る  
なからず

不正の職業を營みて世を害し、人の困窮に乗じ

て不當の利を貪り、詐偽騙瞞を以て人の財産を掠むるが如きは、惡むべき所行とす。又遺失物發掘品等所有者の分明ならざるものと雖、猥に之を私有すべからず。諺に曰はく「渴しても盜泉の水を飲まず」と。戒むべきなり。

問題 一、勤勞と財産との關係。

二、如何なる勤勞は正當なるか。

二 財産處理に關する本務

財産を處理する道、之を節儉といふ。節儉とは、財

節儉



産を尊重して、無益の消費をなさざるをいふ。之を行はむには、十分なる思慮と高尚なる情操と強固なる意志とを要す。

財産の整理

節儉をなさむには、第一に財産を整理按排し、次に支出を正しくし、貯蓄を計らざるべからず。財産を整理せむには、その出入を監視し、帳簿を正當に整頓し、時々實地につきて検査せざるべからず。かくの如くするとき、財産の状態一目瞭然として常に掌をさすが如く、これが處理をあやまることなかるべし。

*Abidegghe*

按排

支出

貯蓄

財産を按排すとは、收支を精査して、營業の状態を察し、生活の費用、營業上の費用、資本、準備金、積立金等を豫定するをいふ。正しき支出とは、職業上の費用は勿論、生活の費用、租税、公納金、交際の費用より、子女の教育費又は寄附獻金等をいふ。これらは、自己の財産と地位とを熟考し、奢侈と吝嗇とに陥らざる範圍に於いて決定するを要す。かくして冗費を省きて、その餘分及不時の収入を蓄積して、異日、資本とし又は公共の事業に投ずるを目的とすべきなり。



吝嗇と奢

貨財の處理につきて不正なるもの二あり。吝嗇と奢侈となり。吝嗇とは、貨財の蓄積に心を奪はれ、人情に背き、節義を破りて顧みざるものをいひ、奢侈とは、虚榮のため、もしくは一時の快樂のために貨財を浪費するをいふ。共に財貨の用を害したるものなり。

問題

一、節儉の方法を説け。

二、財産の使用につきて不正の場合をとふ。

第三章 家族に對する本務

自己の本務と他の本務

家庭

自己に對する本務は上の如し。我等は更に進みて他に對する本務を學ばざるべからず。自己に對する本務が他に對する本務の基礎として存する如く、他に對する本務も亦自己の人格を完全にするにかくべからざるものなり。而、最初に學ぶべきは、家族に對する本務なりとす。

家族は自己と共に家庭を組織し、互に最密接の關係を有するものなり。家族の團結は人の天性に起因し、交情の深厚なること、殆、之に比すべきものなし。家族の本務として、第一必要なるは、善良なる



善良なる  
家庭

家庭を組織することなり。

善良なる家庭とは、家族相親み、相敬し、和氣常に藹然たるをいふ。かくの如き家庭は、實に、人間の樂園として、我等に慰藉と安心とを與へ、英氣を鼓舞せしむ。終日の勞作に疲憊せる心身を恢復するもこの家庭なり。失意不遇の際にも之を慰むるものは家庭なり。家庭は、實に人生の最後の根據地となるものなれば、家族たるものは、互に愛情を以て交り、この樂園をして、ますます、圓滿ならしむる務あり。

家族的  
徳の重要

且、家庭は團體生活の中心にして、社會國家の基礎たるが故に、家族の本務を完うし、善良なる家庭をつくるは、社會國家の發達を期する所以の根柢たり。特に我國に於いては、家族間の道德は、君臣の道義と相並んで、最健全なる發達を遂げ、數千年の久しきを経て、世界に類例なき美風をなすに至れり。故に、益、この美風を發揚するは、同時に國家に對し祖先に對する重要なる本務なりとす。

問題

一、善良なる家庭とは何ぞ。

二、家庭と社會國家との關係。



父母の恩

第一節 父母に對する本務

人は父母に對して本來自然の愛情を有し、漸長じては父母の恩を感ずるに至る。しかれども、父母の最苦心慘憺して教養せし時代は、子たるもの十分に知らざる時期にして、子の事理を辨ふるに至る頃は、多少父母の保護を要せずなりたる時なり。この故に、子たるもの、眞に父母の恩を知らず、往々、不孝に陥り易し。父母の恩の如何程鴻大なるかは、子として了解しうべきものにあらず。俗に「子を

孝道

持つて知る親の恩」といへる如く、子たるものの思想にては、如何に想像を逞くしたりとて、その全豹をうかゞふこと能はざるものなることを深く肝に銘すべきなり。この精神ありて、はじめて眞の孝に近づきうべし。

孝の道は愛と敬とを以て父母に事ふるにあり。従順も奉養も皆之より生ず。愛は父母と自己との間を隔なく結び付くるものにして、敬は父母と自己との身分の相違に基づく。愛なくば、親子の情なく、敬なくば、上下の分なし。子たるもの幼少の時は



愛慕の念、專、熾なるものなれども、漸、成長して、智識  
身体少しく獨立をえむとするに至れば、私情、頓に  
崩して、私に敬意を缺き、或は愛情を薄くする虞あ  
り。然れども、父母の子を思ふ情は常にかはること  
なく、且、父母、漸、老ゆれば、頼る所を要するものなれ  
ば、自己の發達と共にますく、行を篤くし、其の心  
を樂ましめ、其の體を養ふことに力を致すことを  
要す。祖父母（おぢい）に對すること、亦、父母に同じくすべし。

問題 一、父母の恩。

二、孝の道。

友愛

第二節 兄弟姊妹に對する本務

兄弟姊妹の守るべき道は友愛なり。友愛は相互  
の親愛にして、兄姊は弟妹を愛撫し、弟妹は兄姊を  
敬愛し、互に相助け、相譲りて和氣常に藹然たるを  
いふ。兄姊は、其の年齢の長ずるを以て、父母を助け  
て弟妹を保護し、之を導きて善に進ましめ、弟妹も  
亦、兄姊に對しては、誠意を以て、其の指導を受け、み  
だりに長上を凌ぐが如きことあるべからず。兄弟  
姊妹の間に友愛の情深き時は、父母の心を安んず



骨肉の至親

ること大にして、一家の幸福も亦之によりて求めらるべし。

不幸にして父母を失ふに至らば、骨肉の至親は兄弟姉妹にすぐるものなかるべし。かゝる際には、兄弟姉妹は父母に代りて弟妹を撫育すべく、弟妹は兄弟に子事してその教導を守るべし。又成長の後、住居を別にし、職業地位を異にすることありとも、互に相往來して、交情昔日に渝らざらむことを要す。世には往々些少の感情の衝突より、兄弟相争ふものなきにあらず。これ、皆私情にまかせて他を顧

兄弟の争

みざるより起るものなり。天下の至親は父母に次ぎては兄弟姉妹なることを思ひ、彼れも亦、吾愛慕せる父母の愛子なることを思へば、豈争ふに忍びんや。

自立

兄弟姉妹は互に相愛し、相親むべしと雖、これと共に、濫に依頼することなく、各、自立を全うせむこと肝要なり。萬一不測の禍を蒙るに至らば、至誠を以て、互に相助け相慰むべきこと勿論なりとす。

問題

一、父母なき時の友愛の道。

二、兄弟の争を絶つ方法。



父母の愛

第三節 子女に對する本務

父母は子女に對して最深き愛情を有す。これ實に人の天性にして、家族の團結強固なる所以の根元なり。しかれども、唯愛するのみにして其の方法を盡さずば、親たる道を完うせるものにあらず。

愛情と威權

父母たるものの本務の根元となるものは、愛情と威權となり。愛情は親子の間に自然に存するものにして、天下之に比すべきものなし。威權は教導保護の根元となるものにして、之によりてその愛

養育

教育

情を正しく子に施すをうるものなり。

愛情と威權とによりて父母が子女に對して行ふ本務を養育と教育との二とす。養育とは生活の物資を與へ、身體の發達と健康の維持とに努むるをいふなり。子女成長するにつれて、家庭教育を加へて、その智徳を啓沃す。この時に至りては、父母は、命令訓誡を以て、子たるもの、行爲の規制者となるべき必要あり。濫に親の威權を弄するは不可なれども、適當の規制を加へて、之に服従せしむるは、シツク躰方の上に重要なること、す。品性悪しき人と稱



子の成年者

せらるゝものは、往々この期に於ける教育の不完全なるに基くものなり。

漸、長じて、是非善惡を辨ふるに至らば、親の威權は多く用ゐるを要せず。成るべく子の良心に訴へて事をなさしめ、父母は其指導者若くは顧問の地位に立ち、惡事にあらざる以上は干涉せざるを可とす。

父母の模範

子女の教育につきて必要なるは、父母、自、言行を慎み、子女に模範を示すにあり。父母意を用ゐて、身を修め、善良なる模範を與ふれば、子女は、之に化せ

られ、亦善良なる人となるべし。古來、偉人傑士の善良なる家庭に出づるもの多きは、明に之を證す。

問題

- 一、愛情と威權との關係。
- 二、子女の教育につきての用意。

第四節 夫婦の本務

夫婦の本務

一家成立の基礎は夫婦にあり。夫は、銳意、家政の大本を立て、婦は、細心、内助の功を全うすべし。これを夫婦の本務とす。

一夫一婦

夫婦の結合は相互の愛情より生ずるものなれ



結婚

ば、その愛は純粹無雜ならざるべからず。この故に、一夫一婦は最道に適へるものとなす。

結婚は人生の一大事件なり。これによりて、人の生涯の方向、殆、決するものなれば、深く慎まざるべからず。一旦結婚したる以上は、濫に離るゝが如きことあるべからず。離婚は人の一大不幸にして、殊に子女あるものゝ離婚は、人生の最大悲慘の事となす。

婚期

婚期は、家庭の状況其の他種々の事情により、一概に之を定むること能はずと雖、男女ともに心身

の十分に發達したる時期に至りてなすを要す。特に、男子、未、自活の道定まらずして妻を迎ふることあらむか、道徳上並に經濟上、不良の結果を招くに至るべし。

配偶者

配偶者を選ぶには、互に其の性行を主とすべく、容貌財産などを主とするは、往々不測の禍を醸すことあるものなれば、深く注意するを要す。殊に、近親結婚は恐るべき害をその子孫に及ぼすものなれば、之を避くべきなり。すべて婚姻は父母の許諾を経て之を行ひ、互に貞操を守りて終生苦樂を共



にすべきなり。

問題 一、配偶者の選擇につきての注意。

二、婚期は如何。

### 第五節 親族に對する本務

親族の交

一家内の親子、夫婦、兄弟、姉妹の外、人は血統若くは姻縁によりて、他の家族と親族の關係をなすものなり。親族間の關係は、親疎一樣ならずと雖、要するに家族に對する心得を推し及ぼして相交らむことを要す。

親愛と自立

親族は、互に親愛の精神を以て、圓滿なる交際をなし、福禍相尋ね、艱難相救ひ、常に相助けて、一門の繁榮を圖らざるべからず。さればとて、妄に之に依頼して自活の計をなさざるは不徳なり。互に家業を勵みて、獨立の計を全うせむことを務むべし。これ、實に親族の交を永久に深厚ならしむる根源なり。

輕重本末を誤るな

親族はその親等によりて區別せらるゝことありと雖、職業の相違、社會的地位の差、貧富の懸隔等は、その親みを増減すべきものにあらず。されば、決



して、これらによりて、輕重の別を立つべきにあらず。又、ひとり、姻族に厚くして、宗族に疎きものなきにあらず、これ輕重本末の別を誤れるものにして、戒むべきことなり。

問題

- 一、親族に交る心得。
- 一、親族の交に輕重の差を立つべきか。

家

第六節 家門に對する本務

家は人の根據地たり。現に自己の根據地たるのみならず、家族の根據地たり。更に考ふれば、上は祖

家の歴史

先の根據地にして、下は後世子孫の根據地たるべきなり。たとひ、家族には死生あり、住所も亦時に變更すと雖、家の家たる所以に至りては依然たり。かくの如くにして、祖先の創始せる時より、時處の變遷に拘はらず、今日に至るまで、系統ある歴史を有するものなり。故に、家門を尊重して其の存續をつとめ、一家の繁昌と一門の光榮とをはかるは、家族に對する本務にして、同時に祖先と子孫とに對する本務なり。家に對する本務は三となすべし。祖先の崇敬と、家風の紹述と、一家の整頓と、これなり。



祖先の崇敬

祖先は一家の源泉なり我等の今日あるは實に歴代祖先の賜なれば、末流たる子孫は、之に對して其の恩惠を感謝し、之を尊敬するは、自然の人情といふべし。特に我邦の道德は、古來、祖先を崇敬し、系統の繼承を重んじたるものにして、國體の美も亦之によりて維持せられたるものなれば、祖先崇敬の念は、正に國家の歴史を尊重する念と相一致す。家風は祖先の相傳へて作成せるものにして、或は家憲、家訓として傳へたるあり。又不文にして傳へたるもあり。子孫たるものは、其の志を紹きて、身

家風の紹述

一家の整頓

を立て、業を成し、苟、家の歴史を汚し、祖先の名を辱むるが如きことなき様努めざるべからず。

一家の整頓は、家産の整理と家族の融和とによりて得らるゝものなり。家産は一家の獨立を維持する根源にして、老病者の扶養、子孫の教育も亦之によりて目的を達しうべし。家族たるもの融和して相樂むは、一家の繁榮を來す原因たるべきなり。

問題

- 一、一家の歴史に對する本務。
- 二、祖先に對する本務。

*That all*



第四章 他人に對する本務

人は家を出づれば、或は師長と接し、或は朋友と交るべし。従つて長幼貴賤等の關係亦これに伴ふは自然の結果なり。これら、個々の人に對する本務は、亦、重要なるものとす。

他人に對する本務には二の方面あり。一は正義にして、一は仁愛なり。正義とは、他人の有する權利を尊重し、他を侵害せざるをいふ。仁愛とは、己の力に應じて、他人の爲に、なしうる限り善を施すをいふ。正義は誰もその守るべきを知られども、人を善に

正義と仁愛

徳極 有極

導き、人を救ふが如き事業は、爲さざるも亦可なりと思へるものあり。これ甚しき謬見にして、人は如何なる場合に於いても、他人に對して善事をなすべき本務あるものなり。

他人に對する本務は、一般の人に對して守るべき本務と、人の地位身分に對しての本務と、自己が特別の關係を有せる人に對する本務とに分ち見るを得。一般の人に對しての本務は、他人の人格、身體、財産、名譽等に對しての本務をいひ、特別の關係ある人とは朋友、恩人等をいふ。



問題

- 一、正義と仁愛との本務。
- 二、他人に對する本務の區分。

第一節 他人の人格に對する本務

人格とは人の人たる資格をいふこと、前に述べし所たり。人々互に人格を重んずることは、今日の文化の基づく所にして、文明野蠻の區別は、人格の平等なるを認むるか、否かに存すといふも過言にあらず。

自己も他人も、等しく、人格を有するものなれば、

人格は平等なり

人格と道徳

自己の人格を尊重するものは、同時に、他人の人格を尊重し、之を侵さず、之を擁護すべきは自明の事なりとす。今、若、假りに他人の人格を損するを許すべしとせば、他人が自己の人格を害する事も亦至當の事となり、一切の道徳は破壊せらるべし。この故に、人格は平等なりといふ觀念は、他人に對する道徳の根本なりと知るべし。

人は法律の範圍内に於いて、思想、信仰、言論等の自由を有するものなれば、濫に、之を制止することを得ざるものなり。他人の思想、信仰等が、自己の所

思想、信仰、言論



懐と異なればとて、之を侮蔑し、嘲罵するが如きことあるべからず。意見の異なる場合に、討議研究し、又は論争を開くことあるは、敢へて不可なしと雖、互に禮を守りて他人の人格を害せざるを心がくべきなり。

感情

感情は人格の一要素なれば、他人の人格を重んずるものは、又その感情を重んぜざるべからず。冷笑、高慢、不親切、侮辱等は、皆他人の感情を害ふことの大きなものなり。殊に注意すべきは、吾人の言動が、不用意の間に他人の悪感を惹き起すが如きこ

希望意志

とあるこれなり。此の如きは、もと悪意あるにあらずといへども、自己の徳を損し、他人の感情を害したる責任は追るべからず。

人、各相當の希望あり意志あるは明なることにして、これも亦各人必しも一ならざるべし。されば他人の人格を重んずるものは、他人の希望を阻害し、嘲罵し、又その決斷を妨げ、若くは他人を惡に誘はむことを企つることあるべきにあらず。勿論、自己の信ずる所によりて、正しき方法によりて、之を研究論評し、又は勧誘するは妨げずといへども、利



他人の人格を高めしむること

を以て誘ひ、勢を以て威し、その節操を曲げしむるが如きことあるべからず。

吾人は他人の人格を害せざるに止まらず、進みては、他の人格を高めしめむことをはからざるべからず。之が爲に、或は、忠言を寄せて、人の不徳を改めしむるも可なり。善人を推薦して模範を世に示すも可なり。自、善事をなして、世に感化を及ぼすは最可なり。しかれども、これをなさむには、先、自餘の本務を全くせるものにあらずば、決して行はるゝものにあらず。

問題

- 一、人格と道徳との關係。
- 二、他人の人格を高めしむること。
- 三、他人の感情に對する本務。

第二節 他人の身體に對する本務

生命の貴重

身體は生命の府にして、その貴重なること、言ふまでもなし。一旦之を滅さば、再、恢復すべき手段なく、之を償ふべき道なし。而、一切の權利も本務も、その基を失ひ、家族并に社會國家に及ぼす慘毒、實に、名狀すべきにあらず。古來、殺人を以て、最大惡事と



なせるは、この故なり。されば、戦争と刑罰と正當防衛との外、如何なる目的を以てするも、他人の生命を奪ふことは、道徳上、法律上、共に許すべからざる大罪なり。

私刑

暗殺、決闘、復讐の如きは、或は社會國家の爲、或は自己の名譽の爲、或は君父の爲なりと稱し、私利私慾を目的とするにあらざる如く見ゆるもあれば、未開の時代には、之を以て、美事となし、ことありと雖、刑罰は國家の司る所にして、個人相互の間に行ふ事は國法の嚴禁する所なり。若、人、各、その意見

健康

に任せて、他人を殺害せば、社會の安寧は一日も保たるべきにあらざるなり。

又、たとへ、生命を奪ふに至らずとも、他人の生命を危くし、健康を傷ふが如きも、亦、法律上、道徳上の罪人なり。されば、人と争ひて、腕力に訴へ、身體に苦痛を與へ、或は不注意によりて危害を生ずべき物を放置し、もしくは傳染病の處置を等閑にしてその病毒を傳播するが如きは、決して爲すべからず。

問題

- 一、他人の生命を奪ひて可なる事ありや。
- 二、他人の健康に對する本務。



所有權

第三節 他人の財産に對する本務

財産は、個人にとり、家族にとりて、生活を營む資源たるのみならず、人の本務を果す爲に必要なものなり。故に國家は、各人に財産を所有する權利を與へ、其の所有權を憲法に於いて保證せり。もし所有權にして不確實ならば、社會の秩序安寧は、一日も之を維持すること能はず。是故に他人の財産を尊重して、秋毫も之を侵すことなきは、法律上、道德上、共に守るべき本務なり。實業に従事するもの

財産を奪ふこと

は、他人の財産と觸接すること多きものなれば、特にこの本務に注意せざるべからず。

竊盜、強奪、詐偽等、不正の手段を以て他人の財産を取るは、其事情と目的との如何を問はず、許すべからざる罪惡なり。又、商標、商號、意匠、專賣權、著作權等、所謂無形の財産を侵すことも亦、法律上、道德上の罪惡なること、有形の財産に於けると同じ。

財産を借ること

他人の財産を濫りに使用することも一の罪惡なり。他人の財産を使用せむには、所有者の許諾を経ざるべからず。而、その借りたる財産を返さず、又



依  
托  
せ  
ら  
れ  
た  
る  
財  
産

は之に相當の報酬をなさざる如きは、不正なり。又他人の急に乗じて財産を貸與し、以て暴利を占めむとするが如きは、卑劣惡むべき行爲なり。○  
● 依托によりて他人の財産を保管する時は、必、完全にしてその任を盡すべし。これ單に他人の財産に對する本務たるのみならず、又自己が受けたる信用に對する報なり。依托者の意見によらずして妄りに之を消費し、もしくは讓與賣買をなすべきにあらず。而、<sup>○</sup> 依托者は受托者に對して相當の報酬をなすべきなり。

問題

一、所有權を尊重せざる時は如何。

二、財産を依托せられたる時の心得。

第四節

他人の名譽及信用に對する本務

名譽  
及  
信  
用

名譽及信用は、各人の勤勞又は德行より生じたる結果にして、其の尊重すべき事、生命財産に過ぎたるものあり。人の社會に立ちて事業を行ふことは、主としてその名譽と信用とによるものにして、一旦之を失ふときは、如何に知識技能ありとも、其の體面を保ちて世に交ることを得ず。されば、他人



他人の名譽を認むること

の名譽及信用を尊重し、之を擁護するは實に重大なる本務なりといふべし。

他人の名譽を認め、之を尊重するは、吾人の本務なり。若、當然受くべき名譽を受けえざる人あらば、助けて之を世に顯はすことを努むべく、人に知られざる功績は、之を發表して、つとめて他人の名譽を擁護するは高尚なる行なりとす。

他人の名譽及信用を傷くこと

然れども、人往々私情に驅られて、他人の名譽及信用を輕侮し、猜忌嫉妬することあり。かくて、この私情の爲に、又、私利の爲に、遂に、他人の名譽を傷け、

讒誣と誹謗

他人の失敗を悦ぶに至る。懼れて戒むべきなり。

他人の名譽及信用を傷くる行爲は、讒誣と誹謗との二なり。讒誣は虚偽を以て他人の名譽又は信用を汚す事にして、誹謗は悪意を以て他人の缺點を人に告白するをいふ。かくの如きは、心事の陋劣なる人のなす所なり。而、それ等の言を輕信して、之を他に傳ふるも亦本務を缺けるものなり。

他人の秘密

人は公明正大にして俯仰天地に愧ぢざるを以て理想とすべきなれども、或は己の弱點に基づき或は天命に出で、或種の秘密あることは止むを得



ざる事なり。かゝる秘密の世間に洩るゝは、その人の利益又は名譽の爲、大なる損害となることあり。この故に、人の爲に秘密を守るは、他人に對する本務の一なりと知るべし。

問題

- 一、他人の名譽及信用を擁護すること。
- 二、他人の秘密に關する心得。

第五節 他人の地位身分に對する本務

以上は、人をその平等の方面より見て、互に盡すべき本務をのべたり。然れども各人の間には、長幼

の地位身分

の上位に立  
てゐるもの  
と對するの  
こと

の序あり、貴賤の別あり、又上下主従の差あり。是等は人々の年齢、境遇、教育、才能等に基く自然の現象にして、如何なる社會にても之を缺くことなし。かくの如く地位身分の異なるにつれて、各相當の本務あるは當然のことなりとす。

すべて我より上位に立てるものは、その上位に立てる所以に應じて、之を尊び、敬ふべきなり。我より長じたる者、我より貴き者に對しては、如何なる場合にかゝはらず、相當の禮を以て遇すべく、功勳、才能、徳望等によりて世に立てるものに對しては、



直接と間接とをとはず、相當の敬意を拂ふべきもの  
とす。

我より下位に立てるものに對しては、愛撫の念  
を以て接するは勿論なりといへども、その人格に  
對して敬重する處なかるべからず。すべて上下の  
交際に於いて起り易き弊は、長上に對しての反抗  
の念と、下位に對しての輕侮の念となり。これらは  
皆、人格の重んずべきを忘れたるより起るものな  
り。

男子は又女性老人子供に對する心得を忘るべからず。女

下位に立  
てゐるもの  
に對する

互に人格  
を重んず  
べし

女性

子はその體質、性情、共に男子に比しては柔弱なる  
ものなれば、女子を保護するは男子の義侠的任務  
なり。この故に、群集或は危険の場所にては、男子は  
女子に安全なる地位を譲るを可とす。すべて女子  
は感情の鋭きものなれば、つとめて感情を刺戟せ  
ざることを心がくべし。殊に無禮の舉動あるが如  
きは甚不可なり。然れども、男子は女子に對して相  
當の威嚴を保たざるべからず。又、青年の男女が個  
々にて相會するは嫌疑を招く基なれば、必、長者の  
監督の下に於いてすべきなり。



問題

- 一、下輩に對する本務。
- 二、女性に對する本務。

朋友

第六節 朋友に對する本務

上下貴賤の別を離れ、互にその人と爲りを敬愛して交を結ぶものは朋友なり。家族親戚なき人も、互に信賴する親友を有する時は、人生の寂莫荒涼を感じることなかるべし。

朋友の交

朋友は互に其品性を愛し、その徳行を慕ひて交るにあらずば、眞の良友たること能はず。一時の利

敬愛

害を主として交るものは、その利害の失はるゝと共に、其の交を絶つに至らむ。かくの如きは眞の友と稱すべきものにあらず。

信義

朋友の交には階級の區別なきものなれども、之を敬せずんば、遂に交誼を破るに至べし。愛に押れて、互に輕んずるが如きことあるべからず。

朋友の秘密

朋友に交るには、信義を以て第一となす。信義とは、己を欺かず、友に偽らず、言行相一致して、誠意を失はざるをいふ。

朋友に秘密あらば固く之を守るを要す。朋友は



相助くる  
こと

互に信賴すること厚きを以て、胸裡を開放して些少の秘密をも包まざるはその常なり。もし之を他人に暴露することあらば、これ友を賣るものなり。朋友は互にその喜憂を別ち、又、その志望を助けざるべからず。我力にて友の急を救ひうることは、力を盡して、之を補助するは可なり。然れども己が力を盡さずして、只管、友の助を求むるは交を保つ道にあらず。

砥礪

朋友の間は互に砥礪する所あるべし。朋友に美德あらば、取て以て我徳を磨き、不徳あらば赤心を

寛恕

以て忠告し、互に警めて善に進まむことを圖るべし。然れども、過失は互に相寛恕して、生涯、その交情を維持するを要す。もし些細の事に執著して相容るゝ事をなさずば、争てか、その友誼を全らしえむや。

私交と大  
義

然れども、朋友の交は私人の關係なれば、之に拘泥して社會國家に對する大義を失ふべからず。私情に纏はれて、友の惡をなすを止めず、かへりて之と共に本務をかくが如き行爲をなすは、斷じて不可なりとす。



問題 一、眞の朋友とは何ぞ。

- 二、朋友の秘密に關する心得。
- 三、私交と大義との衝突ある時如何。

君親師

第七節 恩誼に對する本務

他人の恩誼は、その大小に拘はらず、必、之に報ゆることを心がけざるべからず。恩誼の最廣大なるものは、君恩、親恩、師恩の三とす。君恩の事は、次卷に譲らむ。親恩の事は既にのべつ。之について大なるは師恩なり。

師恩

吾人が身體精神の發達をとげ、社會に於いて夫々己に適する職業を得て、自立の道を全うし、諸種の本務を果して人格を維持することをうるは、父母の教養と教師の教育とに基くものなり。特に教師は、父母にかはりて、吾人の智能を啓發し、吾人の徳性を涵養するものにして、吾人の世に處しうるに至るは、教師の恩によること、甚、大なるものなり。されば、吾人は、深く、其の恩誼を感銘して、之が報復の道をはかるべきなり。

恩人

吾人は、又、親族、朋友、長上、知人、時として全く面識



恩人

なき人の恩誼を蒙り、その保護救恤によりて危を免れ、その協賛獎勵によりて事を遂ぐることに往々あり。かゝる恩誼に對しても、報ゆる道を盡さざるべからず。

恩誼に報ゆる道

恩誼に報ゆる道二あり。一は、感謝の念を以て、永く恩を忘れざるにあり。一は、其の恩誼を與へたる者の精神を奉じて、その目的を果すにあり。忘恩と背恩とは甚しき不徳なり。若、恩誼を受けたる人に對して、力を借すべき事を認めたる場合には、進みて之に當るは當然の事なりとす。

問題

一、師恩。

二、報恩の道。



實業學校

修身教科書卷二終

*Kor*

*Kobayashi*

*Kobayashi*

明治參拾九年拾壹月廿八日印刷  
明治參拾九年拾貳月壹日發行

實業學校修身教科書

定價各金參拾錢

不許複製

參	貳	壹
---	---	---

著者  
發行者  
發行者  
印刷者  
印刷所

吉田 靜致  
大葉 久吉  
吉岡 平助  
三島 宇一郎  
弘文 堂  
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地  
東京市神田區表神保町二番地  
東京市神田區表神保町二番地

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目  
大阪府東區備後町四丁目

寶文館



廣島文庫

広島大学図書  
2000302866  
